

部長会議付議事案書（報告）

（令和4年1月4日）

提案課名 地域安全課

報告者名 横溝 善教

事案名	浜岡原子力発電所広域避難における避難経由所（秦野戸川公園）の設定について	有 資料 無
提案趣旨	<p>静岡県御前崎市に所在する中部電力株式会社原子力発電所（以下「浜岡原発」という。）の原子力災害に備え、「浜岡地域原子力災害広域避難計画」に基づき、静岡県は、浜岡原発から半径31キロ内の11自治体の広域避難場所について、神奈川県を含む12都県に要請をしており、本県には藤枝市及び焼津市の一部の住民の避難の受け入れが要請されています。</p> <p>焼津市及び藤枝市では、個別に広域避難計画の策定に取り組んでおり、現在、神奈川県は、避難所までの経由所として秦野戸川公園（多目的グラウンドA）を含む、複数の県有施設を設定することで、静岡県、藤枝市及び焼津市と調整を進めています。</p> <p>このことを受け、秦野戸川公園、近隣の西地区及び北地区の自治会を対象に、組回覧により周知するに当たり、庁内及び市議会で情報共有を図るため、その概要を報告するものです。</p>	
概要	<p>1 広域避難における避難経由所の設定 焼津市及び藤枝市の広域避難計画に、避難経由所として、秦野戸川公園が記載されます。</p> <p>2 組回覧の内容 別紙「周知用チラシ（案）」（神奈川県作成）のとおり</p>	
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年8月 神奈川県から秦野市に概要説明 ・ 〃 9月～12月 神奈川県が西地区及び北地区の自治会連合会長に説明及び周知用チラシの作成 	
今後の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年1月14日 議員連絡会にて情報提供 ・ 〃 2月 西地区及び北地区の自治会に周知用のチラシを回覧 ・ 〃 3月 藤枝市及び焼津市が広域避難計画を策定・公表予定 	

〇〇自治会の皆さまへ

静岡県藤枝市、焼津市の原子力災害広域避難計画に関するご協力のお願い

静岡県の御前崎市に所在する中部電力(株)浜岡原子力発電所での原子力災害の発生に備え、半径 31 km以内に位置する藤枝市と焼津市から神奈川県への避難について、静岡県からの要請により協議を進めております。

このため、静岡県からの避難者の受入に際し避難所への経路所（以下、「避難経路所」という。）のひとつとして、「秦野戸川公園」を使用する予定ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 原子力災害時の避難について

藤枝市と焼津市の市民は、原子力災害で避難する必要がある場合、交通渋滞を防ぐため、

(静岡県内から東名・新東名等により避難)



(東名高速大井松田 I Cからのルート)



(新東名高速秦野丹沢スマート I Cからのルート)



避難には主に借上げバスを利用します。

2. Q & A

Q 1 放射能の影響は心配ないのか

A 静岡県内の避難途上（高速道路のサービスエリア等）で避難者の検査を行います。必要により簡易除染（ふき取り等）も行い、この検査に適合した旨の検査済証明書を避難者に発行します。

Q 2 「秦野戸川公園」（避難経由所）では何をするのか

A 検査済証明書を所有しているかの確認や、避難者に具体的な避難先を案内することになります。「秦野戸川公園」の多目的グラウンドAを5日間程度使用します。

Q 3 「秦野戸川公園」（避難経由所）には何世帯、何台のバスがくるのか

A 1日あたり最大約2400世帯程度、大型バス約160台程度を想定しています。

Q 4 どのような場合に避難してくるのか

A 原子力災害が単独で発生した際、被災地の市内で、一定の基準値を超える放射線量が観測された場合に避難することになります。（原子力災害が発生した場合に必ず避難して行くわけではありません。）なお、神奈川県内で災害が発生している場合は別の県に避難することになっています。

Q 5 避難先への経由所がなぜ必要なのか

A 避難先の状況（受入の可否や収容人数など）を個々に確認し決定してから避難者に指示するため、避難者がいったん立ち寄り、避難先の指示を受ける場所が必要となります。

Q 6 「秦野戸川公園」を避難経由所として使用する理由はなにか

A 大型バスが駐停車する十分な広さがあり、大井松田ICからのアクセスが良いからです。

Q 7 避難経由所として他にどのような施設があるのか

A 神奈川県の施設のうち、計7施設を避難経由所としています。

Q 8 避難車両が通勤や通学などを妨げることはないのか

A 「秦野戸川公園」周辺に交通誘導員を配置し近隣の皆さまのご迷惑にならないようにします。

Q 9 「秦野戸川公園」のすべての施設が使用できなくなるのか

A 「多目的グラウンドA」を使用する計画のため、他の施設は通常通りご利用いただけます。

Q 10 避難者が「秦野戸川公園」の施設に滞在するのか

A 避難者は、避難先の指示を受けてから移動するため、公園内に滞在することはありません。

Q 11 避難経由所の運営は誰が行うのか

A 藤枝市、焼津市の職員、原子力事業者及び神奈川県職員などが対応します。

3. 問合せ先

神奈川県くらし安全防災局防災部
危機管理防災課計画グループ
〒231-8588
住所 横浜市中区日本大通1
TEL 045-210-5945
FAX 045-210-8829

静岡県危機管理部
原子力安全対策課
〒420-8601
住所 静岡県静岡市葵区追手町9-6
TEL 054-221-2088
FAX 054-221-3685